

専修寺総門前の石橋(二宮町)

# *2007. 5* No.365

一目次一	目	欠 一
------	---	-----

□私たちを生かす迫・・・・・・・・・・	• • •	•
□平成19年度第1回理事会開催される・・		• ;
□業務開発部(ADR特別委員会)レポート		• 2
□書士会日誌他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 5	$5 \sim 6$
□宇都宮地方法務局真岡支局の登記申請の		
オンライン化について他・・・・		• '
□「経営事項審査の見直しの方向性」		
について・・・・・	8	3~!
□建設業許可事務ガイドラインについて・・		1 (
□国土交通大臣に係る建設業許可の		
基準及び標準処理期間について他・		1
□経営業務管理責任者の大臣認定要件の		
明確化について・・・・・	12~	~ 1 :

□境界確定等事務について業務の一部を業者へ
委託して行うことのお知らせ・・・・・14
□支局情報・・・・・・・・・・・ 1 5
□Webグループウェアバージョンアップの
お知らせ・・・16
□事務局関連書式ダウンロードのご案内他・・・・17
□おじゃましま~す・・・・・・・18
□支局かわら版・・・・・・・・・19
□政連だより・・・・・・・・・20~21
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・22
□会員の動き・編集後記・・・・・・・ 2 3
□合品だなラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.4



፠ 栃木県行政書士会

# 私たちを生かす道

## 綱紀委員会委員長 神山 忠雄

「綱紀委員」という独特の役割上、他の部や委員会とは異なる活動の展開であったと思います。綱紀委員会が忙しい状況では困るし、かといって、何もないからいらない、というわけにもいきません。問題が起きた時がいつも「最初」。起きてから動く、起きたことに対応する。時間はあるようで実はありません。しかも、いろいろなケースがあるため、定型化することもままなりません。当然、準備して待っているようなことでもないわけです。予想をつけられない難しさがありました。

18年度の活動の中では、「懲戒処分運用基準」をまとめるべく、何度か会合を重ねて検討しました。他士会の懲戒の例を調べるなど、研究もしましたが、ひとつの基



準にまとまるほど「綱紀」を取り巻く状況は単純ではないことを、痛感させられるばかりでした。私たちの試行錯誤をもとに、成果は、次の委員会に委ねることと致します。

本会会則23条「本会は、会員が法若しくはこれに基づく命令、細則その他栃木県知事の処分に違反したとき若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき又は本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分をすることができる」の中にある「処分」という言葉。幸い在任中は、前任者からの引継ぎ事案が1件あっただけで、他にこれといった大きな事案はありませんでしたが、いくつかの検討事案の中で、人が人を裁くことの難しさを、改めて感じました。規則だけで結論を出してよいのか、人情を入れてよいのか、現代の「大岡裁き」はどんな形が可能なのか、考えさせられた2年間でもあります。豊かな経験や法律への深い洞察力が求められてくることも痛感しました。

「綱紀」。「綱」はおおづな、「紀」はこづなの意、と国語辞典には記されております。 縛る綱というよりは、むしろ生かす綱、命綱ととらえるべきなのでしょう。行政書士とし ての品位の保持は、私たちを生かす道にほかなりません。



## 平成19年度第1回理事会開催される

平成19年度第1回理事会が、4月13日(金)行政書士会館2階で開催された。

日本行政書士会連合会・関東地方協議会関係、そ して行政書士試験関係の報告があったあと、議案審 議に入った。

- 1. サーバー管理運営規程の一部改正について
- 2. 慶弔災害見舞金規程の一部改正について
- 3. ADR 特別委員会の廃止承認について

が、いずれも承認されたあと、総会に付議すべき事項についての審議を行った。

### ○総会議案第1号

平成18年度補正予算並びに事業報告同決算について

- (1) 平成18年度補正予算の承認について
- (2) 平成18年度事業報告について
- (3) 平成18年度決算報告について
  - ①一般会計収支報告について
  - ②頒布品特別会計収支報告について
  - ③証紙特別会計収支報告について (監査報告)

#### ○総会議案第2号

- (1) 平成19年度事業計画について
- (2) 平成19年度予算について
  - ①一般会計予算について
    - ②頒布品特別会計予算について
- ○総会議案第3号

借入金限度額の承認について

- ○総会議案第4号 役員の選任について
- ○総会議案第5号

日行連総会に関する事項について



さらに、総務大臣表彰・栃木県知事表彰・栃木県 行政書士会顕彰について慎重審議を行った。

公益法人の会計ソフトが、期中導入だったこともあり、微妙な表現の違いもあったが、前向きでプロフェッショナルな質問と、同じくプロフェッショナルでかつ誠実な回答の展開は、さわやかでさえあった。このような真摯な質疑こそ、会の運営には欠かせないものである。

また、ADR 特別委員会の廃止後の取り組みについても、質疑が交わされた。電子申請等、新しい時代の到来を前に、培ってきた業務の更なる深まりと新規業務の開拓や対応等、待ったなしの状況が続く。限られた予算の中で、行政書士制度の今後のゆくえを探りつつの討議となった。

ともすると、「波風を立てない」ことが好まれる 我が国の風土だが、是は是、非は非、と言えなけれ ば、組織は真っ直ぐに機能していかないことをもっ と意識していなければならない。「議論」は、必要な 「水しぶき」ととらえたい。

総会は、来る5月18日(金)、ホテル東日本宇都宮で開催される。総会でも、たくさんの意見が飛び交い、新しい方向性を共有していけることを願う。

(広報部 新井紀代)





中国工作中的特别。在1000年中的1900年中,1900年中

今なぜ ADR?

**その2** 

中国工作中的特殊。

## ADR認証機関とADR代理権

平成19年4月1日よりADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)がいよいよ施行となりました。ADR特別委員会では、栃木県行政書士会をADR認証機関として、法務省の認証を得るべく現在も奮闘中です。

ところが、ADR認証機関の設立とADR代理権の獲得を混同されている会員も多く見受けられます。そこで、今回はADR認証機関とADR代理権について考えてみたいと思います。

DR特別委員会では、栃木県行政書士 会をADR認証機関として認めてもら うべく認証の準備、手続実施者の養成(手続実施 者は、通常の民事調停における調停員と同じ役割 を担う者というイメージを持ってください。申請 人の代理人にはなれません。) をしております。な ぜこのような活動をしているのでしょうか?その ためには、ADR法施行までの経過を理解しても らわなければなりません。(前回ちょこっとお話し したと思いますが、) 平成16年、弁護士法第72 条が改正され、「この法律及び他に定めがある場合 は」という文言がつけ加えられました。これを根 拠に司法書士・弁理士・土地家屋調査士・社会保険 労務士等が各専門分野を指定して代理人になれる よう各士業法を改正し、ADR法の施行に備える こととなりました。この段階において、前述した 他士業はADR代理権を有することとなった訳で す。しかし、行政書士は、平成16年11月に開 催された衆議院法務委員会において附帯決議がな され、ADR法の実績をみて考えるということで 先送りされてしまったのです。

A DR特別委員会がおこなっている認証 機関の設立という作業は、行政書士が ADR代理権を獲得するための実績をつくる機関 といっても過言ではありません。 かし、栃木県行政書士会が法務省から ADR機関として認証を受けた後は、 実際に持ち込まれた紛争について仕事を行わなければなりません。ですから、ADR認証機関は、 ①実務をこなしつつ、②将来のADR代理権獲得のための実績を積むこと、という2点が要求されているのです。

また、行政書士の取扱分野はきわめて広範囲に 及ぶことから、取扱い分野をどのように選定する かが重要となりますし、職務を遂行するための能 力を担保するための研修を積まねばなりません。

A DR特別委員会では、取扱分野の参 入に関する検討について6月以降本 格的に検討に入ります。特に重視しているのは、 社会貢献性も求められますが、収益性のある業務 になりうるかどうかという点です。

● 員の皆様の中でも様々なご意見があると思います。ご意見ご要望等ございましたら、委員会宛にどしどしお寄せください。
(ADR 特別委員会委員長 松岡英彦)



# 書士会日誌

日/曜	4日	内 容	出 席 者	No.頁
2 日	月	編集会議	新井部長 清水副部長 山本昭子理事 田代理事 大石理事	_
3 日	火	「境界問題解決センターとちぎ」 記念式典祝賀会	会長	_
4 日	水	総務部会	会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木康夫理事 和賀井理事	1
5 日	木	次期サーバー検討	田代理事	—
6 日	金	編集作業	新井部長 田代理事	_
		会計精査	柳川部長 根岸理事	
		北関東 ADR 協議会(第 4 回)	松岡英彦委員長 毛塚副委員長 田渕理事 田沼専門部員	2
		自動車関係書士会総会	会長	—
9日	月	会計監査	松長監事 松井監事 福田勝守監事 浅野会長 堀越副会長 柳川部長 佐藤副部長 根岸理事	_
11 日	水	編集会議	秋田副会長 新井部長 清水副部長 山本昭子理事 田代理事 大石理事	3
		選挙管理委員会	青木勇夫委員長	4
12 日	木	選挙管理委員会	青木勇夫委員長 小林幸雄副委員長	5
13 日	金	第1回理事会	会長 副会長 理事 幹事 支部長 委員	3 P
16 日	月	次期サーバー契約	田代理事	6
19 日	木	サーバー移行作業	田代理事	
25 日	水	編集作業	新井部長 田代理事	7



「こんな文書が届いています」のコーナーです。

詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文 書 タ イ ト ル	受信日	発信元
■真岡支局における不動産登記及び商業・法人登記のオンライン化について	07/4/10	宇都宮地方法務局
■「電子定款作成代理の手続き変更と留意点について」の一部訂正について	07/4/10	日行連
■「経営事項審査の見直しの方向性」について	07/4/12	日行連
■経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について	07/4/12	栃木県土木部
■埋蔵文化財説明用パンフレットの配布について	07/4/16	宇都宮市教育委員会
■日行連実施の「商業・法人登記の業務実施調査」結果について	07/4/17	日行連
■建設許可事務ガイドライン等の改正について	07/4/17	栃木県土木部
■特殊車両通行許可申請に係わる道路情報便覧CDRの送付について	07/4/20	日行連
■境界確定等の事務の一部を委託して行なう為の行政書士会会員への周知の	07/4/20	関東財務局宇都宮
お願い		財務事務所長

## ① 総務部会

4日 PM1:30~5:00

#### 【内容】

- 新規・変更登録者について。内容チェック。
- 2. 理事会資料の検討
- 3. 出版用ラベルについて
- 4. 法テラスについて
- 行政書士試験合格率について
   全国4.79%、栃木県2.85%
- 6. 苦情処理について



② 北関東ADR協議会(第4回) 6日 PM1:30~PM4:00

## 【内容】

- 1. 研修プログラムについて
- 2. 協議会の組織化について

#### 【決定事項】

- ①メディエーションについては、 9月初旬に行う
  - ②DVD 研修(経済産業省)については、 7月と10月に決定
- 2. 組織化については、原案をもとに、 次回決定の予定

## ④ 選挙管理委員会

11日 PM5:00~8:30

会長選挙、立候補届出締め切りの対応と候補者の告示を行った

## ⑤ 選挙管理委員会

12日 PM1:00~1:40

会長候補者の報告を、選挙管理委員に伝達 することと、選挙広報を会員宛に発送するた めの事前協議を行った。

## ⑥ サーバー移行作業

19日 PM1:30~4:30

- 新サーバー構築のためのホームページ関連 データの構成確認
- ・ リコー担当への動作検証用データ引渡し
- ・ 事務局関連ダウンロードデータの整備

## ⑦ 編集作業

25日 PM1:30~10:00

- ・ 行政とちぎ5月号の編集・入力作業
- ・ HPの会員ページに、業務関連文書を掲載
- ・ 日本公証人連合会から報告のあったシステムの不具合に関して、広報部での確認状況について、HPに掲載

## ③ 編集会議

11日 PM1:30~PM5:00

- 校正で話題になったこと 「不知」と「無知」 「終了」と「修了」
- 2.・肖像権について確認
  - ・5 月号の担当の確認





## 宇都宮地方法務局 真岡支局の

## 登記申請のオンライン化について

## 【宇都宮地方法務局真岡支局のオンライン化】

宇都宮地方法務局真岡支局(管轄している市町は、真岡市・芳賀郡(二宮町、益子町、茂木町、 芳賀町、市貝町))では、<u>平成19年5月14日(月)から不動産登記及び商業・法人登記の申請に</u> ついてオンライン申請の受付を開始します。

これにより、不動産登記及び商業・法人登記について、従来どおり登記所に提出する登記申請のほか、インターネットを利用して登記を申請することが可能となります。

また、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求もインターネットを利用して行うことが可能です。

○法務省オンライン申請システムのページ http://shinsei.moj.go.jp/

宇都宮地方法務局真岡支局

TEL: 0285-82-2279 • 2436

宇都宮地方法務局

TEL: 028-623-6333



## 「電子定款作成代理の手続き変更と留意点について(お知らせ)」の 一部訂正について

## 日行連 ICT 推進委員会より

平成19年4月より、電子公証制度は法務省オンライン申請システムを通じて嘱託・申請をすることとなりました。新しくシステムを稼動した結果、平成19年3月13日付け文書、日行連発第1420号「電子定款作成代理の手続き変更と留意点について(お知らせ)」に記載した周知事項について変更が生じましたので、ご連絡をいたします。

つきましては、下記について貴会会員へ周知していただけますようお願いいたします。

記

#### 1 訂正事項

電磁的記録の認証の嘱託または日付情報の付与の請求を行う際に添付する電子文書(定款等)のファイル名が全角の場合は、オンライン申請システム側で処理できないことが分かりました。このため、電子文書のファイル名は半角英数文字にする必要があります。

2 日行連発第1420号「電子定款作成代理の手続き変更と留意点について(お知らせ)」の主な留意点の 訂正箇所について

3

θ	
訂正前	訂正後
・嘱託するときの添付ファイル(定款本文等)の名称	・嘱託するときの添付ファイル(定款本文等)の名称
は、全角で15文字以内または半角英数で31文	は、 <u>半角英数で31文字以内</u> としてください。
字以内としてください。	

以上



## 「経営事項審査の見直しの方向性」について

## 改正の目的

- 公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に則した評価基準の確立
- 生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し



## (1) 評価項目の見直し

## 完工高、利益、資本ストック等をバランスよく加味した 規模評価

- ・完工高(X1)のウエイトと上限を引き下げてはどうか
- ・小規模業者間では、完工高により差がつくよう X1の評点テーブルを修正してはどうか
- ・X2 の指標として、利益額、付加価値額、自己資本額などの評価を加えてはどうか

## 企業実態を的確に反映した経営状況評価

- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例:小規模 企業において高すぎる評点が出ないようにす る)、評点分布を見直してはどうか
- ・デフォルト判別の観点から評価指標・算定式を見 直してはどうか
- ・財務諸表の信頼性(職業会計人の関与)に応じて評 点に差を設けてはどうか

#### より的確な技術力評価

- ・技術力(Z)のウエイトを引き上げてはどうか
- ・施工実績を評価する観点から、新たに元請けの完 工高を評価してはどうか
- ・研究開発状況に関する評価を加えてはどうか
- ・一定の要件を満たす基幹技能者等を優遇して評価 してはどうか
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすること を制限してはどうか

#### 社会的責任の果たし方によって差のつく評価

- ・W の全体の評点の上限を引き上げ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大してはどうか
- ・法令遵守状況を評価対象に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を 廃止してはどうか

## (2) 虚偽申請防止の徹底

## 虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・財務諸表の信頼性(職業会計人の関与)に 応じて評点に差を設けてはどうか(再掲)
- 財務諸表のチェックマニュアルを作成してはどうか
- ・各項目の審査基準を外形的・客観的に判断可能な形で定めることにより、審査行政庁の判断の幅の極小化を図ってはどうか

### 虚偽申請に対するペナルティ強化

・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を 拡大してはどうか

#### (3)企業形態の多様化への的確な対応

## 経営状況の連結評価

・有価証券報告書提出会社については、経 営状況を連結決算で評価してはどうか

## グループ経審制度の改善

- ・グループ内再編の場合も適用対象とする など、適用要件を緩和してはどうか
- ・規模に関する指標については代表企業 1 社だけに集約するのではなく数社でも案 分できることとし、質に関する指標につ いては連結で評価することとしてはどう か
- グループ内での技術者の出向を認めては どうか

## 評価項目別の見直しの方向性

	現 行			見直しの方向性			
	ウエイト	評価内容	ウエイト	評価項目	見直しの例		
X1	0.35	・完成工事高(業種別)	0.25 程度	・完成工事高 (業種別)	<ul> <li>・ウエイトを引き上げ</li> <li>・評点の上限(現行 2000 億円)を 1000 億円程度に引き下げ</li> <li>・小規模業者間で完工高の評点 に差がつくよう評点テーブル を修正</li> </ul>		
X 2	0.1	<ul><li>・自己資本額/完工</li><li>高</li><li>・職員数/完工高</li></ul>	0.15 程度	<ul><li>・自己資本額</li><li>・利益額</li><li>・付加価値額</li></ul>	<ul><li>・自己資本、利益、付加価値等の金額を評価</li><li>・職員数の評価を廃止</li></ul>		
Y	0.2	・収益性 ・流動性 ・安定性 ・健全性 (全12指標)	0.2	全体的に見直し	・企業実態を反映した評点分布 となるよう評点幅等を見直し ・特定の評価項目への偏りを緩 和し、デフォルトに関連の深 い指標を中心に、評価項目を 見直し ・財務諸表の信頼性(職業会計人 の関与)に応じて評点に差がつ くよう見直し		
Z	0.2	·技術者数(業種別)	0.25 程度	<ul><li>・技術者数 (業種別)</li><li>・元請完工高 (業種別)</li><li>・研究開発費</li></ul>	・ウエイトを引き上げ ・施工実績を評価する観点から 新たに元請完工高を評価 ・技術者数の上限を引き下げる 一方で研究開発費を評価 ・一人の技術者を複数業種で重 複カウントすることを制限 ・一定の要件を満たす基幹技能 者や監理技術者講習受講者等 を優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化		
W	0.15	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献 の状況	0.15	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守状況	<ul> <li>・評点の上限を引き上げ、それぞれの項目について加点幅を拡大</li> <li>・法令順守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を廃止</li> <li>・労働福祉の状況は評価項目を整理統合(例:退職一時金制度と企業年金制度</li> </ul>		



## 建設業許可事務ガイドラインについて

標記の件につき、総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等にあてて通知があったことのお知らせを、栃木県土整備部監理課からいただきました。

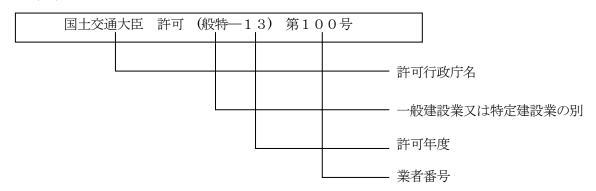
2条から12条まで、そして15条、29条等を中心に、詳細に記されております。表や別紙様式を含め全部でA4用紙41頁に及ぶもので、詳細は事務局にあります。また、当会ホームページにも掲載してあります。

ここでは、「その他」の部分にある「許可番号について」と「請負代金の額」等について掲載します。

## ■許可番号について

(1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合にあっては、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもって付与する。なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって、第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。

#### 許可番号



- (2) 許可番号は、地方整備局等単位ではなく全国を通して、許可をした順に付与することとする。
- (3) 既に受けていたすべての許可が効力を失った場合(特定建設業の許可のみを受けている者が、一般 建設業の許可を申請するために、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。)の許可番号は欠番と し、補充は行わないものとする。

## ■法等における「請負代金の額」等の内容について

消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることにかんがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。



## 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

また、標記の件についても同様にご連絡いただきました。 これは全部でA4用紙27頁で、詳細は事務局にあります。また、当会ホームページにも掲載してあり

ここでは、そのうちの一部、標準処理期間について掲載します。

## ■地方整備局長等が建設業の許可(許可の更新を含む。)を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建 設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条により提出先とされているその主たる営業所の所 在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をする までに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。

- 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長 等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。
- 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方 整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程 度を目安とする。
- (注1) 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期 間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又 は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまで の期間は含まないものである。
- (注 2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行 政庁が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第5項にいう「不作為の違法」に当た ることにはならないものである。

## 女性会員のみなさんへ

全国女性行政書士交流会が、今年は愛媛県で開催される ことになりました。一緒に参加しませんか? 互いの業務に対する取り組み方や許認可の情報など得る ところは盛りだくさんです!

時 平成19年7月7日(土)~7月8日(日)

場 所 愛媛県松山市道後温泉

用全額自己負担

申込〆切 平成19年5月31日(木)

参加者 手塚理恵

※参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。 (宇都宮支部 手塚理恵)



## 経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)の一部を改正する告示について

国土交通省総合政策局

## 1. 改正の背景

建設業法(昭和24年法律第100号)は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けている。同法第7条には許可の基準が書かれているが、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。以下「本告示」という。)はそのうち、同条第1号に規定されている経営業務の管理責任者の設置に係るものである。具体的には、法人の役員に関して、「許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者について定めている。

本告示については、平成17年12月21日に規制改革・民間開放推進会議より提出された「規制 改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、経営業務の管理責任者の資格要件である経験 について、執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法第7条第1号イの「経営業務の管 理責任者としての経験」とみなし・その年数を5年とすることにつき、平成18年度中に検討し結論 を得ることとされている。

### 2. 改正の内容

建設業法第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、新たに、告示第2号に次の経験を有する者を加えるとともに、必要な規定の整理を行うものである。

○許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行 に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、そ の権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者

## 確認する書類

告示第一号に掲げる職制上の地位を判断するに当たっては、次の(1)に掲げる書類において確認するものとする。また、上記一に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(2)及び(3)に掲げる書類において、被認定者が一に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。また、上記一、二又は三に掲げる各経験に係る期間を判断するに当たっては、次の(4)に掲げる書類において確認するものとする。

- (1)経営業務の管理責任者に準ずる地位にあることを確認するための書類
  - → 組織図その他これに準ずる書類
- (2) 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
  - → 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- (3)取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、 取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の 指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
  - → 定款、執行役員規程、執行役員業務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の 議事録その他これらに準ずる書類
- (4)一、二又は三に掲げる各経験の期間を確認するための書類
  - → 一にあっては過去五年間、二及び三にあっては過去七年間における請負契約の締結その他の 法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

以上

0 正する告示案新旧対照表 昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号(建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件)の一部を改 (傍線部分は改正部分)

号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 一	の地位をいう。)にあつて次のいずれかの経験を有する者許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者としての経験を有する者業務の管理責任者としての経験を有する者業務の管理責任者としての経験を有する者で関し七年以上昭和四十七年四月一日から適用する。	改 正 案
号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者三(前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一	まで、 は、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	現 行



## 境界確定等事務について 業務の一部を業者へ委託して行うことのお知らせ

栃木県行政書士会会長殿

関東財務局宇都宮財務事務所長 粕谷 和弘

#### お知らせ

日頃から国有財産行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成19年度から、旧法定外公共物等の境界確定等事務につきまして、その業務の一部を 下記1の業者(以下「委託業者」という。)に委託して行うことと致しました。

したがいまして、下記2の「国が直接処理する事項」を除きまして、委託業者が窓口となって 行うこととなります。

つきましては、大変恐縮ではございますが、上述の業務変更内容を御会会員様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、委託業者には委託業務を遂行するうえで知り得た事項に関し、秘密を厳守する義務を課 しているとともに、委託業者の担当者には当局及び委託業者共同発行の身分証明書の携行を義務 付けておりますので、ご確認願います。

また、本業務を国が委託したことにより、委託業者が申請者や代理人に対し手数料等の負担を求めることは一切ないことを念のため申し添えます。

記

## 1. 委託業者名等

- (1)業者名 株式会社オースガ・ホーム宇都宮支所
- (2)所在地 宇都宮市鶴田町2998-1-106
- (3)連絡先 TEL 028-610-3358

## 2. 国が直接処理する事項

- (1)境界確定申請書類、境界確定協議書(案)及び境界協定書(写)の受領
- (2)境界に関する相談等の窓口業務
- (3)境界確定協議書の取り交わし

#### 3. その他

委託業者には名目のいかんを問わず、一切の現金、小切手、有価証券等の取扱いを禁止しております。

## 支局情報

### 【宇都宮】

## 19年度に向け宇都宮支部出発!

4月14日、18年度最後の宇都宮支部理事会が開催され、理事・監事14人が出席した。5月12日に予定されている定期総会に向け、18年度の事業報告、来年度の事業計画案の提起が行われ、承認された。本年は役員改選の年度でもあるため、本部理事も含めて、昼食をとりながらの討議が行われた。

多くの会員を抱える宇都宮支部の活性化は、栃木 県行政書士会にとって重要な課題である。支部活動 を活発化させるためには、多くの会員がまず支部総 会に出席し、討議に参加することが必要だ。会議で は、新入会員への総会出席を積極的に呼びかけてい くことが提案され、担当者が決定された。

19年度、多くの若い、新しい力を得て、宇都宮 支部がさらに活発に活動する年にしたい。

(宇都宮支局長 深見 史)



### 【鹿 沼】

## 鹿沼支部定期総会開催

去る4月3日(火)午後4時から、鹿沼市西茂呂のそば割烹「日光」において、鹿沼支部の定期総会と政治連盟鹿沼分会の定期大会が開催されました。

今年は例年よりも早く、栃木支部長の青木勇夫さんを来賓としてお迎えし、十数名の会員が出席されて議論しました。

報告事項が承認され、事業・活動・予算案が可決 されて、役員改選が行われましたが、ほとんどの方 が留任され、本年の活動が開始されました。

特に今年は選挙の年でありますので、活動内容が 多くなっております。

(支局長 山ノ井 一男)



## 【栃 木】

## 栃木支部の定期総会が開かれました

平成19年4月27日(金)午後4時から、サンプラザ萩の間で栃木支部の定期総会が開かれました。 平成18年の事業報告・決算、平成19年の事業計画・予算、新役員が承認されました。来賓として、 浅野会長、野田尚吾県議、市村小山支部長、小林鹿 沼支部長がお出でになりました。お忙しいところお 出でいただきありがとうございました。総会終了後、 同所で懇親会に移り、会員相互の親睦を図りました。

(支局長 大森 昭雄)

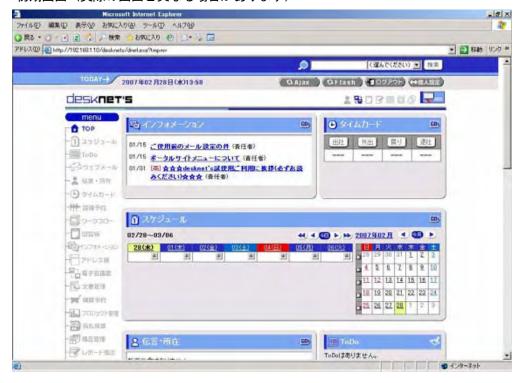


5月末頃、Webグループウェア利用申込をされた会員がホームページ上で利用できる「iOffice」が、当会サーバー入れ替えに伴い、後継ソフト「desknet's」にバージョンアップします。基本的な操作方法は変わりませんが、外観がかなり変更されています。

ログイン画面



初期画面 (実際の画面と異なる場合があります)



当会ホームページに簡単な操作ガイドを掲載する予定です。掲載については会員専用ページのトピックスにてお知らせいたします。

※既にWebグループウェア利用申込が済んでいる会員の方は、改めて申込をする必要はありません。 なお、パスワードが申込時のものに初期化されますので、各自変更をお願いいたします。

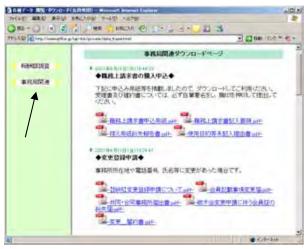
※サーバー入替作業のため、5月下旬はホームページ関連の動作が不安定になる可能性があります。 うまくいかない場合は時間を置いてから再度試してみてください。 当会ホームページより、事務局関連の届出・申請用の書式がダウンロードできるようになりました。プリントアウトしてご使用ください。

会員専用ページの「各種データ」をクリックし、「事務局関連」を選んでください。



## 現在のところ

- ・職務上請求書の購入申込
- 各種変更登録申請
- · 登録抹消 · 廃業届



- 補助者関連
- ・会員証等の再交付
- ・ホームページ業務別名簿への掲載申込
- ・Webサーバー利用申込 等がご利用いただけます。

## 平成19年度分財産評価基準書「路線価図・評価倍率表」の申し込みについて

- ◆平成19年度分の相続税・贈与税の申告に当たり、土地の評価の計算の基本となる「財産評価基準書」です。
- ◆目標となる公共物が多く、知りたい場所が容易に確認できます。
- ◆知りたい土地等の評価額がこの資料の中に分かりやすく収録されていますので、不動産問題についてたいへん 参考になる貴重な資料です。
- ◆路線価図の前面に公示価格及び基準価格の一覧表がついています。
- ◆納本は8月を予定しています。

(発行所 財団法人 大蔵財務協会)

購入ご希望の方は下記申込書にご記入のうえ、事務局までFAXにて申し込み下さい。 ※過年度、毎年のご購入を希望された方につきましても、お手数ですが、再度お申し込み いただきますようお願いいたします。

路線価図・評価倍率表 申込書 申込締切日 6月15日(金)

	分冊区分	定価(税込)	申し込み冊数
路線価図	栃木県(宇都宮)	7300円	<del>m</del>
	栃木県(足利・佐野)	7000円	<del>m</del>
	栃木県(栃木)	6900円	<del>m</del>
	栃木県(鹿沼・真岡・大田原・氏家)	9500円	₩
評価倍率表	栃木県全域	2200円	₩

支部名	氏 名	

# おじゃきしき~す!

桜吹雪の中を、鹿沼支部野澤佐江子会員の事務 所へ向かいました。国道293号に面したご実家 にある事務所は、庭木がきれいに手入れされ、春 の花々が競って咲くすばらしい環境です。

- 1. 氏名 野澤佐江子
- 2. 事務所所在地 鹿沼市樅山町75-23
- 3. 入会年月日 平成14年8月 (今年で5年になりま~す)

## 4. 入会の動機

ご主人が宅建資格をお持ちで、行政書士開業を進められたとのこと

#### 5. 得意業務

謙虚な方なので「得意なんて、そんな…」と、ヒラヒラと手を振っておられたが、話すうちに「特定事業許可」という土地の埋め戻しに関する業務が多いことを明かしてくださる。土地柄、鹿沼土を採取する業に関することらしい。すごい!

## 6. 悩みは

「いくら位かかるか?」と聞かれるのが困る。やってみないと数字が出せないこともあったり、適当なことも言いたくないし。

#### 7. 気になることは

人からの紹介で業務も広がっていくが、土 地に関することが多いので、相手を見る「目」 も大切だと思っているんです。

## 8. 好きな言葉は

「継続は力なり」中学の恩師から教わった 言葉です。折りにふれては思い、力づけられ ます。

## 9. ご家族は

ご主人と3人のお子さん。3人とは立派!



#### 10. 趣味は

子育て。とキッパリ! 今は子供を育てることを楽しんでいます。 趣味といっても良いくらい、とおっしゃる。 愛情あふれるオカーサン書士です。

ガンバレ!

## 11. 今後は

将来、ご主人と独立した事務所を持って 土地を中心とした業をやっていきたい。 そのためにも今は、仕事をどんどん覚えて いきたい、とのことです。

美しく手入れされたお庭や樹木を眺めながら、話がはずみ、長居をしてしまいました。と、お母様が「間に合った…」と持ってきて下さった草餅。お手製のものと伺いパクリ! とひと口。蓬(よもぎ)の香が快く鼻に抜け、色鮮やかに出来上がっていて、キナコとの相性バツグン。そういえば、さきほどご挨拶したとき、母上のお手許が緑色だったことを思い出し、わざわざ作ってくださったのだと感激を新たにいたしました。

野澤佐江子会員の温かなお人柄は、このご家族 から引き継がれているということが、草餅と共に 腑に落ちました。

(広報部 山本昭子)



~ 都賀町商工会 ~



地方経済の活性化の一つとして工場の誘致がありますが、地域に従来からある産業を見直して、 その育成に努めようとする動きも見られます。その一つに都賀町商工会が今年から始めた「ものづくり工房アンテナショップ」があります。

このショップは、「生活に必要」なモノ(食物・製品)を創る・伝える・学ぶ・販売する場を提供 し、生産と販売を通じて、「モノ・こと」に感謝するこころを育み、健康と環境、持続可能な社会生 活、町経済を活性化することを目的としています。(町商工会利用規約より)

4月の初め頃、このショップを訪れてみました。このショップは、都賀町大柿の国道293号線沿いにあった保育所を、多くの方々の協力を得て改修したものです。(町商工会作成のパンフレットより)

国道の反対側には、山野草を中心にした植物園で有名な花之江の郷(はなのえのさと)があります。

店内に入ると、地元の農産物やオリジナル製品(木製品、プラスチック製品、革製品、繊維製品・・・)がたくさん置いてありました。見るだけでも結構楽しめましたが、地元にこの様な産業があったのかと感心しました。また、ものづくり工房というだけあって体験工房や教室もありましたが、訪れたその日は担当者が不在で残念でした。

30分ほど店内を見て歩きましたが、色々な工夫が施されていて、地元の産業を多くの人たちに知ってもらおうとする関係者の思いがひしひしと伝わってきました。この様なショップを立ち上げるまでには、関係者の並々ならない努力や創意工夫があったものと思いました。

大激動の今の時代、何が成功するか、やってみない とわかりません。この試みが都賀町の発展につながる ことを心よりお祈りします。

(栃木支局長 大森昭雄)



体験工房や教室、その他についての ショップ問い合わせ

電話・FAX 0282-92-8804

## 政連だより

## 日政連栃木会 第1回幹事会開催される

日政連栃木会第1回幹事会は、来賓として、先の 県議会議員選挙で当選された野田尚吾議員をお迎 えし、行政書士会第1回理事会のあと、開催され た。

日政連関係の報告のあと、規約16条により会 長が議長となり、議案審議を進めた。

◎議案第1号 大会に付議すべき事項について 大会議案第1号

平成18年度運動経過報告の承認について 大会議案第2号

平成18年度決算報告の承認について (会計監査報告)

大会議案第3号

平成19年度運動方針について



大会議案第4号 平成19年度予算について 大会議案第5号 役員選任について

大会議案第6号

日政連定期大会に関する事項について 各議案は慎重審議の結果、それぞれ可決承認さ れた。

(広報部)

統一地方選挙は、4月8日(日)・4月22日(日)の、前半・後半に分けて選挙が 実施されました。本会において、会員候補者、推薦候補者の支援活動を行い下記 の候補者が当選されましたのでお知らせいたします。

◎栃木県議会議員	野田	尚吾氏	(下都賀南部地区)
11	螺良	昭人氏	(宇都宮・上三川地区)
11	上野	通子氏	( 11 )
11	中川	幹雄氏	( 11 )
11	斎藤	孝明氏	( 11 )
11	増渕	賢一氏	( 11 )
11	板橋	一好氏	(小山・野木地区)
11	高橋	修司氏	( 11 )
11	櫛淵	忠男氏	(栃木地区)
11	花塚	隆志氏	(さくら・塩谷地区)

◎栃木市長 日向野義幸氏

②宇都宮市議会議員 五月女伸夫氏 // 郷間 康久氏 // 中島 宏氏 // 渡辺 道仁氏

◎小山市議会議員 石渡 丈夫氏



## 日政連 総務委員会報告

日政連の総務委員会が4月5日(木)前泊方式で朝9時40分から日行連会館3階に招集された。 当日は、日政連から工藤、本山両副会長と堺財務 委員長、山下組織広報副委員長、総務委員会は委 員長他3名の出席により会議が持たれた。

今回の議題は特に「規約あり方検討委員会で検 討した問題」で結果が出たが、総務委員会では懸 案事項としてあった事項でもあり、協議が長引く ことで朝方からの会議となった。

会議は、議題の他に、関連資料として事務局からと、特別に組織広報委員会から現在の各都道府県47単位会での組織される一覧表が提出された。それによると、支部名を会とする千葉会、栃木会、愛知会の3会他、県名を出して何県行政書士政治連盟とする17会、支部名を付したものは27会と、各地域での結成がなされている。

これら単位支部で、個人としてではなく支部会員となっている点を対象に協議を諮ることになった

改正すべき事項は、規約第5条は全国の行政書士会員とする組織を各都道府県に設置されている支部及び日本行政書士政治連盟(以下支部という)で組織という個人から支部組織とする改正で、そのあり方と検討、結論に従っての今回の協議も総務委員会で保留とした点でもあり議論は百出。最終的には文言の一部に修正を加えて賛意を表した。

次に第5条の改正に関連して第7条の役員選任でも、「会員」から「支部会員」にする。

第13条及び第14条は「別に」を「規則に」、第23条の会計では、会費(負担金)の決定及び納入方法について規則で定めることを、第28条支部組織は規則で定める、これについては改正点に入れず従前の組織とする等を次の幹事会に提出することを賛成した。

次に過般の大会における質疑応答についての対応の相互不信等が生じた点についても反省と対応を協議した。特に代議員が質問することであり、質問の要旨の事前通告を期限を付し明確にすることと、答弁の適切な表現のためにも担当者への事前通告と総務委員会の検討にも資すべく通告文の配布を締切り前にするよう事務局に要請し、午後昼食を挟んで、2時30分閉会した。

(幹事 秋田 豊)



## 日政連 第1回幹事会報告

今年度第1回幹事会が4月19日と20日の両日にわたって開催された。その会議の概要について報告します。

## 【第1日】

午後3時から日政連の会議室に構成員51名 中49名が出席したが、欠席者の中に執行部の中枢とする3名があったので、会議全体に異様な雰囲気が漂った。

開会にあたって会長は、ADR 法については各単位会で対応がなされ研修制度の構築もでき、あわせて今国会の会期中に「行政手続法における聴聞代理」と「罰則の量刑、欠格事由等の一層の整備」に係る法改正について自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会に要望した結果、好意的な費意が得られたので、今年度は特に法改正につき積極的な運動展開の決意を述べ、また、次の参議院議員選挙に当たって日政連を挙げて推薦候補者の全員当選を目指し、今後の議員連盟の強固な確立に尽くしたいと挨拶した。

## [議案の審議について]

第1号議案では、定期大会に提出する案件で平成18年度運動の経過と同年度の決算、監査の結果報告で、大要を総務を始め各担当の説明で、原案の通り提案することとした。

次に日政連の規約の一部改正案では議論が噴出し議長採決で決し提案することとした。

新年度の運動方針と同予算についても説明を 了承し提案することとした。

次に平成19年度の新役員改選については説明の通り改選は従前の例とする原案を承認して第1日目を終わり午後5時15分散会した。

#### 【第2日】

構成人員51名中41名が出席。前日に引き続き中枢執行部員3名欠席が議題として残った。

第2号議案では、定期大会が議事運営委員会委員の選出では従前通り、日行連の各地協毎に1名を選出する。日政連の役員では、総務委員の野崎、小川、秋田の3名を当て、議長は中国四国地協から選出、副議長は東北地協からを選び、署名者は従前からの順番で群馬県支部と京都府支部員2名とすることを承認。次に定期大会の式順と代議員の数、代議員の旅費取り扱い、次期改選後の新役員の人員等については従前通りとすることで承認した。

次に第21回参議院議員選挙の対応では推薦依頼のある該当者につき潜在的な異論があり、特に会員から新たに立候補する者との優先についての取り扱いにつき、大同小異で一応日政連で先に決した該当者を優先とし、他は支部での対応とすることで終止した。

報告事項として、行政書士法第1条の2についての業務範囲に、同法第1条に3として非独占業務の指定と、罰則の強化について、を実現への要望重点として推進を図ることが報告され了承された。 午前11時50分閉会した。

(幹事 秋田豊)

## 木もれび



私の机の正面には日本地図が貼ってあります。 そして後ろの壁には世界地図があります。さらに 応接用の机には地球儀がなぜか置いてあります。 もちろんそれらを仕事に使うことはなく、むしろ 邪魔かもしれません。しかしそれをながめ物思い にふけるのが趣味みたいなものなのです。かなり やばい状態かもしれません。この辺で紛争が起き ているだとか、今この辺を太陽が通過していると か、ここへ日本から行くのにはこのルートが最も 近いとか。まあ勝手に想像する訳です。そんな私 に最近衝撃的な情報がもたらされました。Google の地図です。インターネット検索エンジンのサイ トである Google。そのトップサイトに何気にある 地図というところです。しかしそれをクリックし たところから感動ははじまりました。NASA の協 力によって提供されているこの地図は日本だけで はなく世界中を網羅しているもので、しかも衛星 写真とともにレイアーされているのです。この衛 星写真、都市部にいたっては個々の建物はもちろ ん通行している車、人まで写っています。地球儀 を見ているだけであった私は、その日夜遅くまで この地図に引き込まれることになりました。

イタリアローマの古代遺跡。エジプトカイロのピラミッド群。北欧のフィヨルドなどは比較的簡単に見つけることができました。さらにクウェートの油田これは立ち上る炎と煙を確認。不謹慎かもしれませんが、イラクバクダットもかなりの精度で判別できます。いろいろと旅したあげく最後に南米ペルーにあるナスカの地上絵を見つけようと思いました。首都から南に450キロという知識のみで約1時間探しましたが見つけることはできませんでしたが、まあお楽しみということで後日……

日本は東京に戻って、約 25 年前学生のころ過ごしたアパートをさがしましたが、その様子はまったく変化し何やら高層マンションとなったようで、その変貌にあまり意味のない寂しさを感じることとなりました。

百聞は一見にしかず。

(日光支局 杉山 茂)

# 瑟 紙 写 真

# 専修寺総門前の石橋 (二宮町)

## 石造りの小さな橋

現在の橋は鉄や石等で巨大化し、昔日の木橋や 土橋など探すのが難しくなった。でも今回は国指 定の史跡と共に歩んできた変哲もない小さな石造 りの橋を取り上げてみます。

この寺院は古く親鸞上人草創となる真宗初期の 教団根本道場でしたが、その後伊勢の一身田に本 山が移り下野国旧本山と称されます。特に真宗信 仰の人々が親鸞上人の足跡である現寺院と隣接茨 城県の西念寺には遠方から団体での訪れが多い。 特に寺院は地元の信仰厚い人々により立派に守ら れています。

この寺院の史跡に素朴な茅葺の総門は薬医門で 平素は開かずの門と柵で囲い、門脇の潜りが通路 となっている。塀と川との間に上人手植と伝えら



れる大欅ががある。寺院の総門を守るかのように、 石積みの橋、小さくも寺院と素朴な門前で多くの 信者を温かく迎えるように大地に支えられていま す。

(広報部 秋田 豊)

## 栃木県行政書士会員の動き

## 【入会】

(平成 19 年 4 月 30 日現在)

	支部・氏名	会員番号登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事	務	所	電	話	備考	
99	宇都宮	1 9 1 6	H19. 4. 2	329-	上三川町	大字上	三川	000-242	20-6422		
	齋藤利明	07120433	п19. 4. 2	0611			5082-12	090-2439-6433			
	佐 野	1 9 1 7	H19. 4. 2	327-	<i>比</i> 野 古 下	(11 ED ED	f 762 <u>-</u> 2	0283-2	2-0044		
A SE	川田有美	07120434	1119. 4. 2	0044	(正新)   1	佐野市下羽田町 763-3			2-0044		
	佐 野	1 9 1 8	H19. 4. 15	327-	<b>七</b> 野古士	* (	f 1000	0283-2	3-0037		
	尾花 直	07120569	1119. 4. 13	0804	佐野市犬伏下町 1999	0203 23 0031					
60	日 光	1 9 1 9	H10 / 15	H19. 4. 15	321-	日光市下	金金石町	Î 844	0288-5	1-3667	
	林 正六	07120570	1110. 4. 10	1403		0200 54 5007					
	那 須	1 9 2 0	H19. 4. 15	329-	那須塩原	「市前弥	六南町	0287-6	7-2361		
	一戸養子	07120571	1113. 4. 13	3136	2-4	4 白井1	ビル3階	0201 0	7 2301		
	宇都宮	1 9 2 1	H19. 4. 15	321-	宇都宮市	汀角自	: 1-5-16	028-64	5-4736		
	安野光宣	07120572	1110. 4. 10	0107	11日日11	小小田田	71 0 10	020 04	0 4100		

#### 【退会】 栗原一男会員のご冥福をお祈りいたします。

支	部	氏 名	退会年月日	備考	支 部	氏 名	退会年月日	備考
塩	那	大髙祐二	H19. 3. 27	廃 業	栃 木	寺内一郎	H19. 4. 5	廃 業
佐	野	中野晃男	H19. 4. 5	廃 業	足 利	柿沼春夫	H19. 4. 5	廃 業
足	利	松崎邦夫	H19. 4. 18	廃 業	宇都宮	栗原一男	Н19. 3. 7	死 亡

## 【変 更】

#### \*市町村合併による変更

支	部	氏 名	会員番号	変更事項	変更内容
小	山	篠塚啓一	1 5 9 7	事務所	小山市花垣町 1-13-2 TEL 0285-21-3524
日	光	今井康雄	1 3 4 1	事務所*	日光市並木町 8-6
佐	野	金子保利	0 5 7 0	事務所	佐野市高萩町 1206-6
日	光	鈴木 淳	0691	事務所	日光市平ケ崎 15
栃	木	田邉勇輝	1838	事務所	栃木市平柳町 1-11-11 悠悠プラザ 203
1//3					TEL 0282-20-7979
小	山	小川一久	1 6 8 2	事務所	小山市下国府塚 208 TEL 0285-33-3133
宇者	祁 宮	恩田貞成	1 1 1 5	事務所*	宇都宮市金田町 637
宇者	祁 宮	阿部光洋	1 3 9 7	事務所*	宇都宮市中里町 281-9

# 編

後

記

広報では読まれる、頼れる、そして価値ある紙面にと部員一致の努力。その陰にあって無為にして阻碍になっていたのではと慙愧反省しきり。されど進捗の波は確実に実を結び、その流れる基は次なる命脈へと続いて更なる広報の発展となりますことを願って任期の筆を置きます。 (広報部 秋田)

# 行政とちぎ5月号 No.365

発行人 栃木県行政書士会

宇都宮市西一の沢町1番22号 ₹320-電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 0046

メールアト・レス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームへ。一シ http://www.gt9.or.jp/gyosei

編 集 価 広報部

250 円 有限会社 高久印刷 印刷所

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。)

るんとチャンピオン! がいでこいで走って、



小山支部 山中 國雄会員(70歳)





